

令和5年度第3回 茅ヶ崎市廃棄物減量等推進審議会会議録

| | |
|-----------|--|
| 議題 | <p>議題 (1)審議事項 ①一般廃棄物処理基本計画に関する令和4年度評価を踏まえた今後の方向性について ②次期一般廃棄物処理基本計画について ③茅ヶ崎市における戸別収集のあり方について (2)その他</p> |
| 日時 | 令和6年2月26日(月) 15:00～17:00 |
| 場所 | 市役所本庁舎4階 会議室1 |
| 出席者 | <p>(出席委員) WEB 会議により出席：安齋会長、橋詰委員、松山委員、井上委員、細井委員 会議室に参集：川島(清)委員、風岡委員、八幡委員、高森委員、坂本委員 (欠席委員) 川島(久)委員、森井委員 (事務局) 富田環境事業センター所長、添田環境保全課長、小俣資源循環課長、篠田環境事業センター主幹、永島環境事業センター所長補佐、中山環境事業センター所長補佐、森岡資源循環課長補佐、環境保全課担当者(三留)、資源循環課担当者 3 名(瀬口、八幡、幡矢)</p> |
| 会議資料 | <ul style="list-style-type: none"> ・次第 ・【資料 1】 評価シート ・【資料 2-1】 「茅ヶ崎市一般廃棄物処理基本計画」策定スケジュール(予定) ・【資料 2-2】 「茅ヶ崎市一般廃棄物処理基本計画」の構成について ・【資料 2-3】 「第1章 計画策定の基本的な考え方」の構成について ・【資料 2-4】 「第1章 計画策定の基本的な考え方」について ・【資料 3-1】 環境指導員アンケート結果 ・【資料 3-2】 自治会長アンケート結果 ・【資料 3-3】 「ごみ・資源物集積場所に関する取組への負担や課題」についてのまとめ ・【資料 3-4】 「茅ヶ崎市における戸別収集のあり方」廃棄物減量等推進審議会委員意見とりまとめ ・【資料 3-5】 茅ヶ崎市における戸別収集のあり方について答申(案) ・【参考資料 1】 茅ヶ崎市環境指導員アンケートについて ・【参考資料 2】 茅ヶ崎市環境指導員アンケート(自治会長向け)について ・委員名簿 |
| 会議の公開・非公開 | 公開 |
| 非公開の理由 | |
| 傍聴者数 | 1名 |

○小俣資源循環課長

令和5年度第3回茅ヶ崎市廃棄物減量等推進審議会を開催いたします。

お忙しいところ、ご出席いただきましてありがとうございます。また、市議会の都合で、急遽、開催時刻変更となつてしまい、ご迷惑をおかけいたしました。

本日は、新型コロナウイルス感染症対策として、WEB及び対面形式でのハイブリッド方式で開催させていただいております。

はじめに、WEB会議の進行における注意点をお伝えさせていただきます。

お手元のマイクは、常時オフにさせていただき、ご発言いただく時のみオンに切り替えてください。ご発言いただく際は、挙手または、画面上の挙手ボタンを押してください。事務局または、会長から委員を指名いたしますので、マイクをオンにしてご発言ください。よろしくお願いいたします。

続いて、本日の会議資料の確認をお願いいたします。

配布資料として次第、資料1「評価シート」、資料2-1「『茅ヶ崎市一般廃棄物処理基本計画』策定スケジュール（予定）」、資料2-2「『茅ヶ崎市一般廃棄物処理基本計画』の構成について」、資料2-3「『第1章 計画策定の基本的な考え方』の構成について」、資料2-4「『第1章 計画策定の基本的な考え方』について」、資料3-1「環境指導員アンケート結果」、資料3-2「自治会長アンケート結果」、資料3-3「『ごみ・資源物集積場所に関する取組への負担や課題』についてのまとめ」、資料3-4「『茅ヶ崎市における戸別収集のあり方』廃棄物減量等推進審議会委員意見とりまとめ」、資料3-5「茅ヶ崎市における戸別収集のあり方について答申（案）」、参考資料1「茅ヶ崎市環境指導員アンケートについて」、参考資料2「茅ヶ崎市環境指導員アンケート（自治会長向け）について」、「委員名簿」となります。お手元にお揃いでしょうか。

また、本日の審議会では使用いたしません、「令和5年度版 清掃のあらまし」が完成しましたので机上配布させていただきました。WEB会議でご出席の委員及びご欠席の委員におきましては後日、送付させていただきますのでご了承ください。

続いて、本日の欠席者についてご報告させていただきます。お手元の委員名簿をご覧ください。森井委員、川島久純委員から欠席のご連絡をいただいております。

なお、井上委員、細井委員、松山委員、安齋委員、橋詰委員はオンラインでの出席となっております。

本日の会議は、委員12名のうち10名の出席をいただいていることから、本審議会規則第5条に規定された過半数を満了し、会議が成立していることをご報告させていただきます。

また、本日、傍聴の方が1名いらっしゃいますのでよろしくお願いいたします。

続いて、本日出席している職員の紹介をさせていただきます。

まず、私、資源循環課長の小俣です。よろしくお願いいたします。

○富田環境事業センター所長

環境事業センター所長の富田です。よろしくお願いいたします。

○広田環境事業センター施設整備担当課長

環境事業センター施設整備担当課長の広田です。よろしくお願いいたします。

○環境事業センター篠田主幹

環境事業センターの篠田です。よろしくお願いいたします。

○添田環境保全課長

環境保全課長の添田です。よろしくお願いいたします。

○小俣資源循環課長

なお、環境部長は、本日、所用により欠席とさせていただきます。ご了承いただければと思います。

それでは、これより議題に移ります。これ以降は、安齋会長に議事進行をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○安齋会長

皆さんこんにちは。年も改まりまして第3回目の審議会となりました。

前回、随分と活発なご意見を頂戴いたしました。本日もご協力の程お願いいたします。

それでは、議事に入る前に、今回の議事録署名人は昨年度からの名簿順で、橋詰委員にお願いしたいと思いますよろしくお願いします。

○橋詰委員

承知いたしました。

○安齋会長

ありがとうございます。それでは本日の議題は、次第のとおり、審議事項が3件ございます。まず、(1)審議事項①「一般廃棄物処理基本計画に関する令和4年度評価を踏まえた今後の方向性について」、②「次期一般廃棄物処理基本計画について」、③「茅ヶ崎市における戸別収集のあり方について」です。この3件を審議いたしますが、前回と同じように③の案件に時間をかけたいと考えております。その点をご了解いただければと思います。

それでは、審議事項①について、事務局より説明をお願いいたします。

○森岡課長補佐

事務局の資源循環課森岡です。よろしくお願いいたします。

それでは、(1)審議事項①「一般廃棄物処理基本計画に関する令和4年度評価を踏まえた今後の方向性について」の説明に移らせていただきます。

資料1の「評価シート」をお手元にご用意ください。

11月に開催した第2回の会議におきましては、計画に掲げる基本目標及び各施策に対する令和4年度の評価を頂戴したところです。本日は、その評価を踏まえた基本目標及び各施策の今後の方向性についてまとめましたので、それらの内容についてご審議いただくものです。

審議事項①の進め方ですが、これまで、基本目標及び全ての施策の今後の方向性についての説明を行った上でのご審議をお願いしておりましたが、かなりの時間を要していたこと、また、この後にも重要な議題が控えていることもあり、基本目標及び計画の中で、重要検討施策、または、重点施策として位置づけられているもののみ、今後の方向性についての説明を行った上でのご審議をお願いしたいと存じます。事務局からの今後の方向性についての説明は、基本目標、重要検討施策や重点施策のみとなりますが、審議の対象は、基本目標はもちろんのこと、計画に掲げる全ての施策についてとなりますのでよろしくお願いいたします。

それでは、資料1の「評価シート」の1ページをご覧ください。はじめに、「第1編ごみ処理基本計画」の『基本目標』でございます。評価を踏まえた今後の方向性としましては、ごみ有料化の効果検証を進めていき、戸別収集の検討を進めていくとともに、ごみ組成分析調査結果に基づく啓発活動に注力することで、最終処分率も含めた各数値の改善に努めていくこととしております。

続きまして、5ページをご覧ください。基本方針I「ごみの発生抑制・再使用・再生利用の推進」の項番4「リサイクルの推進」でございます。こちらの中では、「①剪定枝資源化の推進」を重要検討施策として、また、「②適正分別のための情報提供」を重点施策として位置付けております。

まず、「①剪定枝資源化の推進」でございますが、評価を踏まえた今後の方向性としましては、剪定枝の収集量の更なる増加に向け、引き続き制度周知を図るとともに、小中学校から排出される剪定枝の資源化を段階的に実施していくこととしております。

次に「②適正分別の情報提供」でございますが、評価を踏まえた今後の方向性としましては、未だにプラスチック製容器包装類にビニール製品が混入するなど、誤った分け方・出し方が見受けられるため、そのような実態やごみ組成分析の結果などを、「ごみ通信ちがさき」等、様々な媒体を活用し、多くの方々にお知らせしていくこととしております。

続きまして、6ページをご覧ください。項番5「事業系一般廃棄物の排出抑制・資源化の推進」でございます。こちらの中では、「②多量排出事業者における減量化等計画書の提出」、「③事業系ごみの排出状況の把握」、「④事業者の訪問」、「⑤事業系直接搬入ごみの分別指導」を重点施策として位置付けております。なお、「①『4R推進事業者行動協定』の創出」につきましては、令和4年度末を持って取り組みを終了することとしております。

まず、「②多量排出事業者における減量化等計画書の提出」及び「③事業系ごみの排出状況の把握」でございますが、評価を踏まえた今後の方向性としましては、減量化等計画書の提出率100%の維持し、計画書に記載のある取り組みのフォローアップを行うとともに、事業者の具体的な取り組みのうち、減量化・資源化の好事例については、他事業者への情報提供を行っ

ていくこととしております。

次に「④事業者の訪問」でございますが、評価を踏まえた今後の方向性としましては、事業系ごみの減量が進んでいないことを重く受け止め、効率的かつ効果的な手法を用いて、本施策を実施していくこととしております。

次に「⑤事業系直接搬入ごみの分別指導」でございますが、評価を踏まえた今後の方向性としましては、許可業者に対する指導にとどまらず、許可業者と連携してチラシを配布することなど、排出者に対して直接的な指導を行っていくこととしております。

続きまして、7ページをご覧ください。項番6「受益者負担の適正化」でございます。こちらの中では、「①家庭ごみ有料化導入の検討」、「②一般廃棄物処理手数料改定の検討」を重要検討施策として位置付けております。

「①家庭ごみ有料化導入の検討」及び「②一般廃棄物処理手数料改定の検討」でございますが、評価を踏まえた今後の方向性としましては、両施策の効果検証を進めるとともに、ごみ排出量の推移やごみ有料化収支状況などを市民や事業者の皆さまにわかりやすくお知らせしていくこととしております。

続きまして、17ページをご覧ください。基本方針Ⅲ「市民・事業者・行政の協力体制及び4Rの推進を誘発する支援体制の確立」の項番2「ごみ問題に関連した市民対話・環境学習等の充実」でございます。こちらの中では、「①ごみ問題に関する市民との意見交換会の実施」を重点施策として位置付けております。

「①ごみ問題に関する市民との意見交換会の実施」でございますが、「⑤市民、事業者向けの講座の開催」と合わせての評価を踏まえた今後の方向性としましては、自治会等を対象とした出前講座の開催に努め、ごみ有料化実施に伴うごみ排出量の推移やその収支状況などをお知らせするとともに、「お茶碗一杯分のごみダイエット」を提唱していくこととしております。

続きまして、18ページをご覧ください。「第2編生活排水処理基本計画」の『基本目標』でございます。評価を踏まえた今後の方向性としましては、環境部と協力して実施している下水道接続促進啓発チラシの活用をはじめ、経済的インセンティブである奨励金・補助金制度の活用により、生活排水処理率の最終目標に向けて、公共下水道への接続促進・合併処理浄化槽の普及促進に努めていくとともに、様々な媒体や機会を通じて啓発等の活動を行うことにより、水洗化への取り組みを継続して行い、生活排水処理率の向上に努めていくこととしております。

最後に、21ページをご覧ください。基本方針Ⅲ「水環境の向上に向けた啓発活動等の推進」の項番1「啓発及び情報提供」でございます。こちらの中では、「②広報紙等による情報発信」を重点施策として位置付けております。

「②広報紙等による情報発信」でございますが、「①浄化槽の清掃の啓発」と合わせての評価を踏まえた今後の方向性としましては、市の広報媒体等を通し、関連機関と連携しながら、正しい浄化槽の維持管理方法について啓発していくこととしております。

(1)審議事項①「一般廃棄物処理基本計画に関する令和4年度評価を踏まえた今後の方向性について」の説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○安齋会長

ご説明ありがとうございました。重要検討施策、重点施策のみの説明でしたが、他の項目につきましても、ご質問、ご意見等いかかでしょうか。

(質問・意見等なし)

今の説明で、ごみの施策というのは全ての項目で市民にいかにか情報を伝えるかということが大切でありキーワードになっていることが非常によくわかりました。後での審議事項にも関わってくることで感じております。

それではこれでよろしければ、審議事項①につきましましては、ご了解いただけたということでもよろしいでしょうか。

(異議なし)

それではご了解いただけたということで、続きまして、審議事項②について、事務局からご説明をお願いいたします。

○森岡課長補佐

それでは、(1)審議事項②「次期一般廃棄物処理基本計画について」の説明に移らせていただきます。

現行の「一般廃棄物処理基本計画」につきましては、令和6年度末で計画期間が満了となります。計画期間満了に伴い、令和7年度を始期とする新たな計画を策定することとなりますが、新たな計画につきましては、昨今のごみ処理に係る法整備などに対応するとともに、本市のごみ処理の現状と課題を踏まえ、大幅な見直しを予定しているところです。

なお、こちらの議題につきましては、昨年6月に、次の議題でございます「茅ヶ崎市における戸別収集のあり方」と合わせまして市長から諮問を行っており、今後、開催を予定している数回の会議の中で、新たな計画に対するご意見を頂戴し、それらを取りまとめた答申を賜りたいと考えております。

本日でございますが、まずは、新たな計画の構成と計画策定に向けたスケジュールについて説明を行った後に、一部ではございますが、計画本編の説明をさせていただきます。

それでは、資料が前後いたしますが、資料2-2「『茅ヶ崎市一般廃棄物処理基本計画』の構成について」をご覧ください。こちらにつきましては、新たな計画の構成を図式化したものとなっております。新たな計画につきましては、本編と資料編から成り、本編につきましては、「第1章計画策定の基本的な考え方」、「第2章ごみ処理基本計画」、「第3章食品ロス削減推進計画」、「第4章生活排水処理基本計画」、「第5章計画の進行管理」の構成とする予定です。

新たな計画の構成のポイントといたしましては、計画の中に、第3章といたしまして「食品ロス削減推進計画」を盛り込んでいることとなります。令和元年に施行された「食品ロスの削減の推進に関する法律」では、市町村が「食品ロス削減推進計画」を定めることが努力義務と規定されております。また、国が定めた「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」では、「食品ロス削減推進計画」は市町村の「一般廃棄物処理基本計画」の中に位置付けることも可能であるとも規定されております。このようなことから、本市といたしましても、このタイミングで、新たな計画の中に「食品ロス削減推進計画」を盛り込むこととした次第です。

なお、下の資料2-3でございますが、上の資料2-2で網掛けとなっております「第1章計画策定の基本的な考え方」の構成を図式化したものとなっております。

続きまして、資料2-1「『茅ヶ崎市一般廃棄物処理基本計画』策定スケジュール（予定）」をご覧ください。こちらにつきましては、主に、審議会における、新たな計画の策定に向けたスケジュールをお示したものとなっております。新たな計画につきましては、先ほど説明させていただいたとおり、本編の第1章から第5章及び資料編で構成されており、少なからずボリュームがございますので、章ごとに説明を行い、ご意見を頂戴したいと考えております。

したがって、本日は、「第1章計画策定の基本的な考え方」の説明を行い、令和6年4月に開催を予定しております第1回の会議におきまして、「第2章ごみ処理基本計画」、6月に開催を予定しております第2回の会議におきまして、「第3章食品ロス削減推進計画」及び「第4章生活排水処理基本計画」、7月に開催を予定しております第3回の会議におきまして、「第5章計画の進行管理」及び「資料編」の説明を行い、同様にご意見を頂戴したいと考えております。

新たな計画の構成と計画策定に向けたスケジュールについての説明は以上となります。前置きが長くなりましたが、次期一般廃棄物処理基本計画につきましては、第1章でございます「計画策定の基本的な考え方」の説明に入らせていただきます。

資料2-4の1ページをご覧ください。項番1「計画策定の目的」でございます。項番1の中では、そもそも一般廃棄物処理基本計画がどのようなものであるかに触れた上で、新たな計画を策定することに至った背景や必要性について記載しております。

続きまして、2ページをご覧ください。項番2「計画の位置付け」でございます。項番2の中では、一般廃棄物処理基本計画の法的な位置づけや市の総合計画などを上位計画とすることを記載しております。

続きまして、3ページをご覧ください。項番3「国、県等の計画との関係」でございます。項番3の中では、法律や国、県、湘南東ブロックで策定した計画などと一般廃棄物処理基本計画との関係性について記載しております。

続きまして、4ページをご覧ください。項番4「計画期間及び目標年度の設定」でございます。項番4の中では、計画期間が令和7年度から16年度までの10年間であること、また、令和11年度を中間目標年度、令和16年度を最終目標年度と設定し、令和10年度から2箇年か

けて中間見直しを行う旨記載しております。

続きまして、同ページの下段をご覧ください。項番5「計画の対象範囲」でございます。項番5の中では、計画が本市全域から発生する一般廃棄物のみを対象とすることを記載しております。

(1)審議事項②「次期一般廃棄物処理基本計画について」の説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○安齋会長

それでは、審議事項②「次期一般廃棄物処理基本計画について」の主に第1章部分についてのご説明でしたが、これについてご質問、ご意見等ありますでしょうか。

○川島（清）委員

一つ目に、現行計画との区別のために、新たな計画の名称は一次、二次、としたほうが分かりやすいのではないかと思います。

二つ目に、資料2ページ目の食品ロス削減推進法について、新しく追加されてるといのがわかるというのではないかと思います。

○安齋会長

ありがとうございます。事務局お願いいたします。

○森岡課長補佐

事務局です。一つ目のご意見ですが、こちらの計画につきましては、約25年前に策定以降、策定や改定などを繰り返しているものの、これまでそのような表記を行っておりませんでした。おそらく、一定の連続性は認めつつも、生活排水が計画の対象に加わったことなど、新しい要素が色濃く表れることから、これまでもそのような表記を行ってこなかったことが考えられます。この度の策定につきましても、食品ロス削減推進計画を組み込むこともあり、前例にならない、そのような表記をしないことと考えております。

二つ目のご意見については、2ページの中で目立つよう工夫させていただきたいと思っております。以上です。

○安齋会長

ありがとうございました。川島委員、いかかでしょうか。

○川島（清）委員

わかりました。

○安齋会長

ありがとうございます。他にご質問、ご意見等ございませんでしょうか。

橋詰委員お願いいたします。

○橋詰委員

今の一次、二次という話ですが、私の携わっている鎌倉市では三次となっていますので、何次とつけてる例もあることを参考にお伝えしておきます。

もう一点、2ページ目、上位計画に基づくということですが、上位計画で人口推計などの変更はあるのでしょうか。

○森岡課長補佐

事務局です。現行の市の総合計画を策定するに際し、改めて人口推計を行っておりますので、次期計画につきましては、その推計に則って、ごみ排出量などの見込みを立てていくこととなります。以上です。

○安齋会長

ありがとうございます。橋詰委員よろしいでしょうか。

○橋詰委員

わかりました。

○安齋会長

ありがとうございます。人口推計にも変更があるということで、他にご質問等ございませんでしょうか。

（質問等なし）

それでは審議事項②「次期一般廃棄物処理基本計画について」は、ご了承いただいたものとさせていただきます。ありがとうございました。

それでは審議事項③「茅ヶ崎市における戸別収集のあり方について」、事務局よりご説明をお願いいたします。

○森岡課長補佐

それでは、(1)審議事項③「茅ヶ崎市における戸別収集のあり方について」の説明に入らせていただきます。

こちらの議題につきましては、昨年の6月に、市長から審議会へ諮問を行っており、本年度に開催される計3回の会議の中でご審議いただいた内容を取りまとめた上で答申を賜りたいと考えております。

8月に開催した第1回の会議では、事務局から「本市の概況」、「ごみ処理の現状」、「ステーション収集方式の課題等」の説明及び戸別収集の提案を行い、「茅ヶ崎市における戸別収集のあり方について」ご審議いただいております。

また、12月に開催した第2回の会議では、昨年の5月に実施いたしました「ごみ有料化及び戸別収集に関するアンケート調査」結果につきまして、事務局から説明を行い、「茅ヶ崎市における戸別収集のあり方について」ご審議いただいております。

本日につきましては、主に答申案についてのご意見を頂戴したいと考えておりますが、答申案の説明に入る前に、本日の進め方につきまして、簡単にご案内いたします。

まずは、昨年12月に実施した環境指導員及び自治会長を対象としたアンケート調査結果につきまして、参考資料1及び参考資料2、資料3-1から3-3に基づき説明を行います。その後、前回の会議後にご提出いただいた各委員のお考えを取りまとめた資料3-4の説明を行った後に、答申案の説明に入らせていただきます。なお、環境指導員及び自治会長を対象としたアンケート調査結果の説明後に、一度ご質問などを賜りたいと考えております。

それでは、参考資料1「茅ヶ崎市環境指導員アンケート」と参考資料2「茅ヶ崎市環境指導員アンケート（自治会長向け）」をお手元にご用意ください。こちらのアンケート調査につきましては、昨年の12月の環境指導員地区会議の開催に合わせて実施したものでございます。調査目的としましては、それぞれの資料の上段に記載のとおり、戸別収集を含めた今後の施策展開の基礎資料とするため、廃棄物行政全般に対するご意見を伺ったものとなっております。両アンケートの設問内容につきましては、ほぼ同一であり、設問数は39問となっております。参考資料1「茅ヶ崎市環境指導員アンケート」と参考資料2「茅ヶ崎市環境指導員アンケート（自治会長向け）」の説明は以上となります。

続きまして、資料3-1「環境指導員アンケート結果」をお手元にご用意ください。こちらにつきましては、先程説明をいたしました環境指導員向けのアンケート調査結果となりますが、集積場所を起因とする課題や負担、戸別収集の是非など一部の設問に対する回答をまとめたものとなっております。

1ページをご覧ください。項番1につきましては、設問6の結果をお示しております。(1)では、「負担はない」とお答えいただいた方の主な意見を、また、(2)では、「負担が大きい」とお答えいただいた方で自由記述欄に記述があったもののうち、主な意見を、一定のカテゴリーに分けてお示しており、個人差はあるものの、環境指導員につきましては、負担を感じながら様々な課題に直面していることが明らかとなっております。

8ページをご覧ください。項番3と項番4では、問18と問19の結果をお示しております。いずれの回答につきましても、現行の基準を支持する声が多いことが明らかとなっております。

9ページをご覧ください。項番5では、問20の結果をお示しております。環境指導員につきましては、38.2%の方々が戸別収集の実施を望んでいる一方で、32.5%の方々が戸別収集の実施を望んでいないことが明らかとなっており、(1)では戸別収集の実施を望む一番の理由としまして、「不適正排出が減る」、また、次の10ページの(2)では、戸別収集の実施を望まない理由としまして、「現状で十分である」との声が多いことが明らかとなっております。資料3-1「環境指導員アンケート結果」の説明は以上となります。

続きまして、資料3-2「自治会長アンケート結果」をお手元にご用意ください。こちらにつきましては、先程説明をいたしました自治会長向けアンケートの調査結果となりますが、環境指導員のものと同様に、一部の設問に対する回答をまとめたものとなっております。

1ページをご覧ください。項番1につきましては、設問6の結果をお示しております。(1)では、「負担はない」とお答えいただいた方の主な意見を、また、(2)では、「負担が大きい」と

お答えいただいた方で自由記述欄に記述があったもののうち、主な意見を、一定のカテゴリーに分けてお示しております。自治会長につきましては、もちろん業務の差はございますが、環境指導員と比べて、より多くの負担を感じながら様々な課題に直面していることが明らかとなっております。

8ページをご覧ください。項番3と項番4では、問18と問19の結果をお示しております。いずれの回答につきましても、環境指導員と同様に現行の基準を支持する声が多いことが明らかとなっております。

同ページ下段の項番5でございますが、こちらにつきましては、問20の結果をお示しており、自治会長につきましては、42.7%の方々が戸別収集の実施を望んでいる一方で、32.9%の方々が戸別収集の実施を望んでいないことが明らかとなっております。環境指導員と比べて、戸別収集の実施を望む声の割合が高いことが明らかとなっております。また、9ページの(1)の戸別収集の実施を望む一番の理由としまして、「不適正排出が減る」との声が多い一方で、10ページの(2)では、戸別収集の実施を望まない理由としまして、同率で「現状で十分である」と「多額の費用がかかるから」との声が多いことが明らかとなっております。資料3-2「自治会長アンケート」の説明は以上となります。

続きまして、資料3-3「『ごみ・集積場所に関する取組への負担や課題』についてのまとめ」をお手元にご用意ください。こちらにつきましては、両アンケート調査結果から見えてくる主な地域の声とそれらに関連するこれまでの市の対応についてまとめたものとなっております。

項番1「主な地域の声」でございますが、まずは、「(1)集積場所の設置に関すること」としまして、「ア 集積場所の新規設置や移動、分散にあたっては、場所の選定と合わせて、特に集積場所に近接する住民等との調整が、時間的にも精神的にも負担」、「イ 集積場所の設置基準に満たない小規模な開発に際し、既設集積場所での受け入れ調整が困難なことが多い」、「ウ 集積場所の設置基準については、現行基準を多く支持されているが、少ない世帯のほう管理しやすい」、次に、「(2)集積場所の維持管理に関すること」としまして、「ア 苦情対応や集積場所の清掃・見回り等が負担」、「イ ごみや資源物の分け方・出し方のルールが完全には徹底されていない。そのため、収集されずに残された不適正排出物を自治会長や環境指導員が後始末するなどの対応が負担」、「ウ 事業者、集合住宅の住民、自治会未加入者の中に不適正排出が比較的多く、それらへの対応や精神的に負担」、最後に、「(3)その他」としまして、「ア 環境指導員の担い手が少ない。ごみ集積場所に関わる取組に対して市民一人ひとりの協力や理解が得られにくい」、「イ ごみや資源物に関する苦情・相談等は自治会長や環境指導員に向けられているなど、一部の市民に負担が偏っている様子」、「ウ 自治会長や環境指導員として、自身の生活スタイルの中でごみや資源物の取組をすることに、時間的、精神的に負担」であることが確認できているところです。

項番2「主な地域の声に関連するこれまでの市の対応」でございますが、「(1)集積場所の設置に関する課題に対して」は、「ア 集積場所の設置に際し、様々な事情により設置基準を満たすことができない等の相談を受けた場合には、現場確認を含め地域と実状を共有し、臨機応変に対応を」行うとともに、「イ 小規模な開発に際して、既設集積場所への受け入れが困難なことが多い中、開発事業者に対しては特にごみの集積場所の設置を推奨している」ところです。

次に、「(2)集積場所の維持管理に関する課題に対して」は、「ア 不適正排出物は一定期間残置する、また、指定袋不使用は収集しないこととしている中、残置することで別の問題が生じるなどの連絡を受けた場合、市が残置物を引き取りに行き、常習化しているもの、あるいは悪質なものは開封調査をし、排出者が特定できた場合は戸別訪問をして指導」を行い、「イ 集積場所の清掃等で出たごみは、『ボランティアごみ』として透明・半透明の袋に集約して出すように周知」を行い、「ウ 分け方・出し方のルール徹底については、毎年度作成の冊子のほか、集積場所への掲示物の作成、地区あるいは自治会が発行する回覧やチラシ等の作成支援、SNS発信などに努めている」ところです。

最後に、「(3)その他」に対しては、「ア 2年に1回の環境指導員委嘱式、年2回の環境指導員地区会議のほか、各地区あるいは自治会単位で実施されるごみや資源物に関する勉強会等へ積極的に出席し、市の施策や地域でのごみや資源物に関する取組方法等の周知、共有を図っている」ところです。資料3-3「『ごみ・集積場所に関する取組への負担や課題』についての

まとめ」の説明は以上となりまして、これまでの説明に関するご質問などを賜りたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○安齋会長

ご説明ありがとうございました。このアンケートから環境指導員の方、自治会長の方がいかに現場でご苦労されていらっしゃるかが如実にわかる内容になっております。このアンケートの結果についてご意見等ありますでしょうか。

○風岡委員

まちぢから協議会代表の風岡と申します。資料3-1の9ページと3-2の9ページについて、「戸別収集を実施すべきと思う理由」のアンケート結果が全く同じ内容のものが掲載されていますので、確認をお願いします。

○安齋会長

事務局いかがでしょうか。

○富田環境事業センター所長

今ご指摘のとおり、この棒グラフについて同じデータが掲載されていると思います。正しい数字を今すぐお示しできませんが、大変失礼いたしました。

○安齋会長

ご指摘ありがとうございます。事務局でお調べいただきまして、もしこの会議の時間内に分かればお伝えいただくことでよろしいでしょうか。

○森岡課長補佐

事務局です。大変失礼いたしました。正しい数値を確認し、のちほどご案内できるようにさせていただきます。以上です。

○安齋会長

それでは先に進めさせていただきます。他に、今回のアンケートについてご意見等ありますでしょうか。

○八幡委員

環境指導員の方と自治会長の方のアンケートですが、10ページの戸別収集を実施すべきではないと思う理由のところ、多額の費用がかかるからという項目がありますが、説明会では具体的な金額のご提示はされているのでしょうか。

○安齋会長

事務局お願ひいたします。

○富田環境事業センター所長

環境指導員地区会議で環境指導員の方、或いは自治会長と議論する中では、具体的な金額を提示しているところです。ただ、この度のアンケート用紙には、具体的な金額は提示しておりません。以上です。

○安齋会長

ありがとうございます。八幡委員よろしいでしょうか。

○八幡委員

具体的な費用をアンケートの中に載せてなくても、何か意見はあったかと思しますのでその辺りをお伺いしたいです。

○安齋会長

事務局いかがですか、費用に関するご意見はあったのでしょうか。

○富田環境事業センター所長

まず、環境指導員或いは自治会長向けのアンケート用紙の中では、金額の提示をしなかったということは先ほどの回答のとおりです。ただ、地区会議の中では、これまでの経過の一つとして、市民アンケートを行う際に、一定の費用がかかるといった説明を加えています。以上です。

○安齋会長

ありがとうございます。フリーアンケートには、5億円くらいかかるというのが書いてあったと思います。

○森岡課長補佐

事務局です。先程の回答の補足となりますが、いただいたご意見の中には、費用に関するご

ものは頂戴しておりません。以上です。

○安齋会長

ありがとうございます。八幡委員いかかでしょうか。

○八幡委員

了解しました。

○安齋会長

ありがとうございます。他に、ご意見等ございますか。

○富田環境事業センター所長

先ほどご指摘いただきました資料 3-2 の 9 ページ、自治会長アンケートの「戸別収集を希望すると回答した理由」の棒グラフについて、正確な数字を今取り寄せましたので、ご報告させていただきます。「不適正排出が減る」が、29 件。「不法投棄が減る」が 26 件。「鳥獣被害が減る」が 20 件。「集積場所の維持管理の負担が軽減される」が 30 件。「まちの環境が保たれる」が、18 件。「自治会や指導員の負担が減る」が 24 件。「排出時の騒音が減る」が 7 件。「有料化の併用施策として実施すべき」が 17 件。「その他」が 8 件。となります。以上です。

○安齋会長

ありがとうございます。今、自治会長アンケート結果の 9 ページの数字の訂正がございました。上から順番に 29 件、26 件、20 件、30 件、18 件、24 件、7 件、17 件、8 件です。ご確認いただけましたでしょうか。

それでは今、修正いただいた環境指導員の方、自治会長の方へのアンケートの結果について、この審議会にも自治会あるいは環境指導員の代表の方が出席されていますが、皆さんのところはいかがでしょうか。環境指導員代表の高森委員、アンケート結果についていかがでしょうか。

○高森委員

結果は、とらえ方や環境も違うので、それぞれの状況で異なってくると思います。ただ、排出者が広範囲に渡る集積場所は、不適正排出した人が皆目見当がつかず地域の当番の負担となっています。その負担を無くすため、集積場所の世帯数を細分化して、誰が出したかわかるようにした方がいいと私は感じていました。

○安齋会長

ありがとうございます。今ご指摘がありましたとおり、正しく分別されていない不適正排出をどうするかということですね。

○風岡委員

私も自治会長としての立場から発言させてください。高森委員のご指摘のとおり、やはり一番大きな問題は不適正排出であり、環境指導員をはじめ一番大変な思いをしているところです。いただいた資料を一通り読んだ中で、不適正排出をなくすためにごみ袋に名前を書いて出す方法は、と書かれていたのを見て調べてみたら、長野県の 9 割の自治体で実施しているという記事を見つけました。長野県の人口は 205 万人です。一番大きな人口 37 万人の長野市は、プライバシーの侵害が心配だということで反対があり実施していませんが、それでも県内市町村の 9 割の世帯が記名式でごみを出していると、こんな例もあるということは、非常に一つの試算になるのではないかなという気がします。

○安齋会長

ありがとうございます。プライバシーと、公共の福祉とのバランスをどのようにとるかということになるかと思いますが。他にご意見等ございますか。

(意見なし)

今回の環境指導員の方や自治会長の方へのアンケート結果は、非常に示唆に富んでいました。それを受けてどうすればいいかということに進んでいかなければいけないと思います。アンケートに関するご質問ご発言等、他にありましたら、後ほどご発言いただければと思います。引き続き事務局からご説明をお願いいたします。

○森岡課長補佐

それでは、資料 3-4 「『茅ヶ崎市における戸別収集のあり方』（茅ヶ崎市廃棄物減量等推進審議会委員意見まとめ）」をお手元にご用意ください。こちらにつきましては、前回の会議後にご提出いただいた各委員のお考えを設問ごとにまとめたものとなっております。委員の皆さま

まにおかれましては、お忙しい中、お考えをご提出くださいますと誠にありがとうございました。

こちらの資料につきましては、各委員のお考えの主旨と思われる箇所に事務局で波線を引かせていただき、また、各委員のお考えの中で共通しているものにラインマーカーを引かせていただいております。資料3-4「『茅ヶ崎市における戸別収集のあり方』（茅ヶ崎市廃棄物減量等推進審議会委員意見まとめ）」の説明は以上となります。

それでは、答申案の説明に入らせていただきます。お手元に資料3-5「茅ヶ崎市における戸別収集のあり方について（答申）」をご用意ください。こちらの答申案につきましては、これまでの会議の中で重ねられてきた議論の内容、各委員から提出されたお考えと本日ご説明させていただいた環境指導員及び自治会長向けのアンケート調査結果を踏まえた上で事務局にてたたき台を作成し、それを安齋会長に各資料とともにご確認いただき作成していただいたものとなっております。

表紙をおめくりいただくと、本文が始まりまして、1ページ上段に項番1として「はじめに」、1ページ中段から項番2として「茅ヶ崎市における戸別収集のあり方について」となり、項番2につきましては「(1)基本的な考え方」から始まり、2ページ以降に「(2)ステーションを起因とする諸問題解消に向けた取り組み」、「(3)戸別収集の実施に向けた更なる取り組み」で構成されております。

それでは、答申案の全文を読み上げさせていただきます。資料3-5の1ページをご覧ください。

1 はじめに

茅ヶ崎市では、現行の「茅ヶ崎市一般廃棄物処理基本計画」に『今後の社会情勢を踏まえた集積場所のあり方、収集方法の検討』を重要検討施策として、また、令和5年度から始まった「茅ヶ崎市総合計画2025」に『戸別収集導入検討に関する事業』を位置付け、戸別収集の実施に向けた検討を進めています。そのような中、茅ヶ崎市長から茅ヶ崎市廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）に対し、令和5年6月1日付けで、「茅ヶ崎市における戸別収集のあり方について」の諮問がありました。

当審議会では、茅ヶ崎市長からの諮問を受け、「ごみ有料化及び戸別収集に関するアンケート調査（以下「アンケート調査」という。）」結果を含め、茅ヶ崎市から適宜情報提供を受けながら、「茅ヶ崎市における戸別収集のあり方」について、全3回の審議会を通じて様々な観点から慎重に審議を重ねてきたところです。

この度、これまでの審議の結果を次項のとおりとりまとめましたので、答申いたします。なお、当審議会としては、市民や事業者の皆さまに新たな負担を求めることなく、本答申を踏まえた方針を策定するよう求めます。

2 茅ヶ崎市における戸別収集のあり方について (1)基本的な考え方

茅ヶ崎市からは、ステーション収集方式が抱える課題の解決策として戸別収集の実施の提案がありましたが、令和5年5月に実施したアンケート調査結果（無作為抽出アンケート）では、ステーション収集方式の継続を望む方々が多いことが明らかとなっております。その一方で、別の手法で実施したアンケート調査結果（フリーアンケート）、自治会長や環境指導員を対象とした意見聴取結果では、地域差こそあるものの、戸別収集方式の実施に賛成の意見が多いことが明らかとなっております。

このように意見が相反する中、少なくとも現時点においては、市域内一斉に戸別収集を実施する合理性は乏しいと考えています。しかし、現状のままでは、ごみ収集に関する課題を解決していくことはできないため、現行の収集方式を維持しつつ、課題解決に向けて対策を講じていく必要があると考えています。

したがって、当審議会としては、戸別収集のあり方を結論づけることはせず、その代わりとして「ステーションを起因とする諸問題解消に向けた取り組み」を早急に進めていくことと、一步踏み込んだ形での「戸別収集の実施に向けた更なる取り組み」を進めていくことを茅ヶ崎市に求めることとし、それぞれの方向性や内容などを次項以降に示します。

(2)ステーションを起因とする諸問題解消に向けた取り組み ①啓発の強化

茅ヶ崎市では、不適正な排出があった際に、啓発シールを貼り、正しい分別などを出し直すよう排出者に依頼しています。しかし、特定の集積場所（ステーション）では、一向に改善さ

れない状況が続いており、そのようなステーションの利用者に対しての啓発に改めて注力することで、自治会やステーションを管理されている方々などへの支援を行っていく必要があります。

また、子どもたちにも正しい分別などを案内することは、長い目で見て有効であり、合せて、親御さんへの波及を考えた場合には、効果が期待できることでもあるため、環境学習会、ごみ処理施設の施設見学会やワークショップの開催など、あらゆる機会を活用しながら、将来を担う子どもたちを対象とした啓発活動を展開していく必要があります。

②ごみ集積場所（ステーション）設置基準等の見直し

人の往来が多い道路に面した、若しくは、多くの方々が利用するステーションでは、秘匿性が高い反面、そのことが、不適正な排出を誘発する原因となっています。地域によっては、ある一定規模の住宅開発が行われた際、その方々の利用を許容できるステーション探しが困難を極めており、その調整が自治会などの負担増に繋がっています。また、小規模の共同住宅自らが管理するステーションやその周辺ステーションでは、不適正な排出が多い傾向も見受けられ、その対応に追われる自治会などでは大きな負担となっています。

そのため、地理的及び利用者数的な要因から不適正な排出を誘発しているステーションにおける排出者の見える化を進めていくとともに、とりわけ共同住宅については、現在の基準などを見直し、ステーションの単独設置を進めていく必要があります。

(3)戸別収集の実施に向けた更なる取り組み

ステーション収集方式は、収集効率が高い反面、自治会でステーションを管理されている方々や環境指導員など、ステーションを起因とする諸問題の対応に苦慮する方々と、また、そのことを他人事として捉えてしまう方々との間にギャップがあり不公平感や負担感を抱かせる原因となっています。

この度のアンケート結果（無作為抽出アンケート）は、殆どの方々が戸別収集を体感したことがない中において、ステーション収集の利用者として多数派となる不公平感を感じていない方々が、その実施が高コストと聞き、自ずと現行収集方式を支持したことが推察されます。

このような推察から、多くの方々に対して、戸別収集方式のメリット・デメリットだけでなく、一部の方々に負担が偏っているステーション収集方式の問題点を再度訴えていく必要がありますが、茅ヶ崎市と市民・事業者との双方が、戸別収集を体感できていない中では、それぞれの説得力や理解力が不足し、再び結論が見いだせない状況に陥る可能性があります。

そのような状況を避けるため、近隣市において実績のある、一定の地域をサンプルとした戸別収集の実験事業を通じて、戸別収集の実施に向けた取り組みを進めていく必要があります。なお、戸別収集の実験事業の実施にあたっての留意事項を次のとおり示します。

留意事項

実施地域を選定した理由を明らかにすること。選定した地域と合意を得た上で実施すること。実施中にアンケート調査を実施し、その結果を分析することで、その後の進め方について検証すること。昨今の車両納期の遅れや担い手不足を鑑み、十分な準備期間を設けること。

(1)審議事項③「茅ヶ崎市における戸別収集のあり方について」の説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○安齋会長

ありがとうございました。答申案の前にまず、各委員の皆さまから頂戴したご意見について印を付けてみましたが、それぞれのご意見から、共通したお考えがあることも分かりました。また、環境指導員の方や自治会長の方のアンケートでは、それぞれ非常にご苦労されていることが分かりましたが、起こる様々な問題をどのように解決していくか、その対応策を実施していけるのか、というところを含めて考えた結果を答申案としてまとめました。皆さま、この答申案につきましてご意見を頂戴したいと思います。いかがでしょうか。

○井上委員

二つあります。一つ目は資料3-5の2(1)基本的な考え方の上から5行目に「自治会長や環境指導員を対象とした意見聴取結果では、戸別収集方式の実施に賛成の意見が多い」、と書いてありますが、資料3-1の9ページ、環境指導員アンケート結果では、戸別収集に関して、反対の方が81%だと思っておりますので、この部分の記載について教えてください。

二つ目は、2ページの「(3)戸別収集の実施に向けた更なる取り組み」について、全般的に

はこれまでの議論を踏まえた流れになっていると思いますが、下から5行目の「ステーション収集の利用者として・・・」という部分については、書き方の流れに違和感があります。アンケート結果からステーション収集利用者は現状を支持しており、その理由の一つに戸別収集が高コストであることをあげています。高コストであるという意見を戸別収集のサンプルを行うための理由として前面に持ってくるのであれば、そのあとの文章の中で、高コストをどのように解決するかということがないとおかしいと思います。いきなり戸別収集のサンプルの話が出てくるのはおかしいと思うので、私としては茅ヶ崎の将来を踏まえ、これから少子高齢化でゴミ出しが難しくなることや地域コミュニティが崩れていくことの対策として、戸別収集をサンプルで実施するという書き方が自然ではないかと考えます。

○安齋会長

ありがとうございます。一つ目の資料3-1のご指摘については、母数が249名のうち、戸別収集の実施について、「そう思わない」、「特にそう思わない」が81名、パーセンテージとしては記載のとおり32.5%ですのでこのままとさせていただきます。

二つ目の、答申案2ページ目の(3)戸別収集の実施に向けた更なる取り組みの2段落目については、高コストというよりも、これからの少子高齢化によって負担が増えていくことと、コミュニティの成立が難しくなっていることから、戸別収集が必要ではないかとしてはいかがかというご発言でした。井上委員よろしいでしょうか。

○井上委員

それで結構です。

○安齋会長

他にございませんでしょうか。非常に重要な答申案になりますので、ぜひ皆様のご意見をいただきたいのですが。

○橋詰委員

資料3-4 審議会委員意見まとめについて、1点だけ補足させていただきます。アンダーラインはありませんが資料3-4の3ページ目、コスト面がやはり気になるところで、私の欄の一番下から6行目、戸別収集に伴う1人当たり、年当たりの増加費用は数百円と推察したのですが、この根拠を説明させていただくと、鎌倉市でも戸別収集の検討を今行っておりまして、鎌倉市の場合、費用増加が約7,000万円と見ています。これを人口17万人で割り返すと、400円程になりますので、この数字を記載しています。

先ほど会長の茅ヶ崎市の場合、5億円増えるという話について、人口24万人で割り返すと、2,000円程になります。400円、2,000円と聞いて、だいぶ差があり、多いと感じるか少ないと感じるかは人それぞれですが、算定について鎌倉市の場合は、戸別収集によりごみが減るといふ推察の下、そのコストダウンを織り込んで積算をしております。茅ヶ崎市の場合も、それを踏まえるとまた費用は変わってくるはずなので、コストの話というのは一概に言えないと思います。どのような体制を組むか、要はトータルコストや、ごみの減量を考えないと算出できないと思います。

先ほど井上委員のご指摘でもあったように、戸別収集のメリットとして、不適正排出の防止と同時に、福祉的な観点も当然あるともいますので、条件をつけて実験事業を行うことには賛成です。今の段階では、審議会でも戸別収集についての結論を出しきるのは正直なところ、時期尚早ですので、答申案のとおり戸別収集のモデル事業をしながら考えていくしかないと思います。

その上で、答申を受け取った事務局は適正排出のための指導の推進として具体的に何をしようとしているのかを伺いたいです。

○安齋会長

ご説明ありがとうございます。最後に仰っていた部分について、2ページ(2)①啓発の強化については、自治会やステーションを管理されている方々への支援を行っていくということだと思います。それが具体的にどういうものであるかについて、事務局いかがでしょうか。

○森岡課長補佐

事務局です。この答申を市として受け止め、啓発の強化に関して、今後どのようなことを進めていくかということですが、啓発の強化については、大きく三点ほど考えております。

一点目ですが、抽象的とはなりますが、まずステーション収集が自治会組織、排出者個人、

行政の3者での適切な役割分担のもとに成り立つものでございますので、この3者の役割について、幅広く周知を行っていきたくと考えております。

二点目ですが、事業系ごみであるにもかかわらず家庭系ごみになりすました排出が見受けられておりますので、こういった状況を是正するため、とりわけ事業者に対しての排出指導を強化していきたくと考えております。

三点目ですが、今回、将来を担う子どもたちへの教育といったご意見がございましたので、今より幅広い世代を対象に、出前講座を充実させていきたくと考えています。また、集積場所の設置基準の見直しについては、主に、共同住宅に対してステーションの単独設置ができるよう、基準の見直しを進めていきたくと考えております。以上です

○安齋会長

ありがとうございます。環境指導員の方々、自治会長の方々のアンケートの中でも、幾らやってもなかなか解決しないという意見がありましたので、それをどう行政が支援していくかについて、今ご説明があったのが、3者の役割分担を周知すること、家庭系ごみとして排出されている事業系ごみを指導すること、そしていわゆる教育をしていくということでした。

また、環境指導員の方や自治会長の方のアンケート結果、或いは委員の皆さまからも、設置基準の見直しについて意見が出ていましたが、特に共同住宅に関する基準の見直しが重要になると感じています。橋詰委員いかがでしょうか。

○橋詰委員

大変だと思いますがそのようにやっていただくということですね。語弊があるかもしれませんが、事業者については比較的实施しやすいのではないかと思います。反対に不適正排出する個人は特定しづらく難しいところですが、できるところからやるということだと思います。

○安齋会長

ありがとうございます。他にいかがでしょうか。答申案の趣旨としては、基本的な考え方ところに述べてありますけれども、今あるステーション方式の問題をできるだけ解決をしていくということ、その上で、戸別収集も一つの解決策として、試みをしていってはいかがかということに記載しております。戸別収集を実施することの理由づけですが、既に戸別収集として安心まごころ収集を実施していますが、高齢化社会が進むにつれて需要が更に増えてくるだろうということ、理由として答申案に含めてはどうかというご発言がありました。

もし他にご意見等、ないようでしたら、この答申案について一部、今ご発言等ありましたので、調整については私と事務局に一任いただけますでしょうか。

(異議なし)

それではご意見が出た部分について事務局と相談しまして、修正等をさせていただきたいと思っております。修正した答申案は後日、委員の皆さまに送らせていただきご了解いただいた上で、審議会を代表して市長へ答申いたしますので、ご承知いただければと思います。

以上でございますが、全体を通して何か皆様ご発言等、ご意見等、全体を含めて何かございますでしょうか。

(意見等なし)

それでは今日、三つの審議事項の審議が終了いたしました。次第にその他とございますが事務局より何かございますでしょうか。

○森岡課長補佐

事務局です。その他につきましては、特にございません。

○安齋会長

ありがとうございます。それでは審議会の議長は終了させていただきまして、事務局にお返ししたいと思います。よろしく願いいたします。

○小俣資源循環課長

本日はスムーズな審議の進行に皆様ご協力いただき誠にありがとうございました。

今後の審議会の予定ですが、4月中から下旬頃を予定してございます。詳細が決まりましたら、改めてお知らせいたします。

令和5年度の審議会は、本日で以上となります。来年度にかけても様々なご協力を賜うこととは存じますが、引き続きよろしくお願い申し上げます。

それでは、以上を持ちまして本日の審議会を終了させていただきます。ありがとうございます。

した。